

## 事業事前評価表

国際協力機構南スーダン事務所

### 1. 案件名（国名）

国名： 南スーダン共和国

案件名： 和名 スポーツを通じた平和促進プロジェクト

英名 Project for Youth Empowerment through Sports for Peace Promotion (YES for Peace)

### 2. 事業の背景と必要性

#### （1）南スーダン共和国における平和の定着の現状と課題

南スーダン共和国（以下、「南スーダン」という。）は2011年7月に独立を果たしたが、その後国内の権力闘争を背景にし、伝統的に存在していた民族間の対立が表面化して紛争が継続的に発生してきた。2013年12月の大統領・副大統領間での騒擾発生の後2015年8月には「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」が署名されたものの、2016年7月には再び両派間で騒擾が発生した。その後2018年9月の「再活性化された南スーダンにおける衝突の解決に関する合意（R-ARCSS）」が関係者間で結ばれ、関係者の政治的な意思の下、2020年2月に暫定移行政府が樹立された。

他方、南スーダンが平和を実現し独立国として安定した発展を遂げるためには、政治レベルでの和平合意の履行だけでなく、その基盤として民族間融和を通じた包摂的な社会の形成が不可欠である。約1,200万人の国民が民族間対立意識を超えて「南スーダン国民」としての一体的意識を形成していくために、特に次世代を担う若年層を対象としてその取り組みを行うことが求められている。

かかる背景のもと、JICAは2016年以降5度の全国スポーツ大会「国民結束の日」（NUD: National Unity Day）の開催支援を通じ、若年層を中心とした国民間の融和と社会的統合の促進を試みてきた。その結果、第4回NUD開催時に実施した調査では、NUDを通して参加選手（19歳以下の若年層）の95.6%が「他地域の選手と友人となった」と回答し、また99.7%が他地域・他部族の人との交流を「Comfortable」と回答するなど、スポーツを通じた活動が、若年層の相互理解促進に効果的であることが確認された。

他方、NUDは地方選抜の限られた選手及び開催地であるジュバ市のコミュニティ・住民に裨益が限られ、より多くの若年層にNUDのようなスポーツを通じた融和の機会を広めることが社会全体の融和促進に重要であること、また学校やコミュニティレベルでスポーツを通じた平和促進活動を実施するには、スポー

ツ活動の実施主体となる学校やスポーツクラブ・アカデミー<sup>1</sup>の運営管理者・教員や審判・スポーツ指導者等の人材育成が必要であること等の課題が存在していることが明らかになった。また、スポーツを通じた平和促進活動（NUDの実施及び学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルの活動）に必要な資金的・技術的な支援を受けるためのスポーツ競技団体（例えば国際サッカー連盟などの国際競技連盟や国内外のプロスポーツクラブなど）や国際機関・NGO等との連携体制を構築し、活動の継続性・主体性を確保していくことの必要性を確認している。

青年・スポーツ省（2020年2月に文化・青年・スポーツ省より改名。以下、「スポーツ省」という。）をはじめとする南スーダン政府は、本活動を継続・拡大し、社会的統合・融和と若年層育成に取り組む意欲を示し、日本政府に対しこれら課題解決を図るための技術協力プロジェクト（以下、「本事業」という）を要請した。日本政府により本要請が採択されたことを受け、2019年11月より本事業を開始し、詳細計画の策定に着手した。

なお、本事業の実施機関は、スポーツ省及び一般教育・指導省（以下、「教育省」という。）である。スポーツ省は、各スポーツクラブ・アカデミーが所属する各種スポーツ連盟・協会の登録や、スポーツ大会に際する各種スポーツ連盟・協会との調整を担っており、スポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティにおける活動においても、スポーツ省が活動の調整を行う。また、学校によるコミュニティレベルの活動の際には、学校での活動を管轄する教育省が活動の調整を行う。なお、スポーツ省はスポーツ指導者の育成支援も担っているため、スポーツクラブ・アカデミーの指導者・運営者及び学校の体育教員に対し、スポーツに関する指導法等に係るガイドライン作成や研修機会を提供する。

## （2）南スーダンの開発政策と本事業の位置づけ

2018年6月に第二次国家開発計画として策定された「南スーダン開発計画（SSNDS）2018-2021」において、南スーダンを平和で統一された国家にするとともに、グッド・ガバナンス、経済的・社会的繁栄に向けた基盤整備を行うことを目標に、ガバナンス、法の順守と治安部門改革、経済的繁栄、社会・人間開発等が重点分野として掲げられた。本事業は上述のうち、社会・人間開発及びガバナンス向上を目的とした開発課題に貢献する協力として位置づけられる。

---

<sup>1</sup> 南スーダンではスポーツクラブとスポーツアカデミーが存在し、いずれもコミュニティにおける主に若年層が参加するスポーツ活動を行う民間団体（基本的に非営利）である。スポーツクラブは16歳以上の選手を対象に、スポーツアカデミーは7歳から15歳までを対象とした、スポーツ競技の技術力向上を主目的とした活動団体である。サッカーでは、上記の年齢基準に基づき両団体が組織されていることが多いが、陸上競技、バレーボール、バスケットボールなどでは年齢基準は曖昧であり、一律にスポーツクラブと呼ばれている。

また、社会・経済開発を牽引する原則の一つとして、若年層や女性のエンパワメントが位置付けられているほか、横断的な対応事項として、平和構築や経済への若年層や女性の参加促進が戦略実現に向けた重要な活動として位置づけられている。

### (3) 南スーダンに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は南スーダンの平和の定着・国づくり支援を目的として、基礎的な経済・社会インフラ整備、代替産業育成、基礎生活、生計向上、ガバナンス分野における支援を行うとともに、和平合意プロセスの促進支援や国内避難民等に対する人道支援を行っている。JICA はガバナンス分野を重点分野の一つとして、国全体の持続的な平和の定着に向けた、紛争の影響を受けた社会の再建やコミュニティの信頼関係の醸成に配慮した協力を展開している。

本案件は SDGs 達成に向けて、主に下記 3 つの SDGs 目標に貢献する。

目標 16 「平和と公正をすべての人に」

目標 4 「質の高い教育をみんなに」

目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」

### (4) 他の援助機関の対応

2013 年 12 月の内戦以降、国連機関を初め国際社会は中央政府への直接支援を避け、難民支援、食料援助などの人道支援を重点的に行ってきた。

UNDP は Lakes 州などの州単位でコミュニティレベルでの民族融和の促進を目的とした南スーダンレスリング大会を実施、UNICEF、IOM、UNMISS や USAID は文民保護区 (POC) においてキックボクシングやサッカー大会などを開催している。これら国連機関、援助機関は、スポーツを通じた信頼構築や平和への啓発活動を単年度のイベント形式で実施している。その他、UNESCO、UNFPA、UNMISS などの機関が協働し、若年層を対象にした平和と開発に向けたカンファレンスを実施している。

本事業の前身及び詳細計画策定フェーズにおいて、2016 年 1 月から 2020 年 1 月に開催した第 1 回～5 回 NUD の際には、UNMISS、UNDP、IOM などの国連機関やスイス国際開発庁、民間企業などからの物資やサービスの支援を受け（第 5 回 NUD 時は 118,000 米ドル相当）、多くの機関・団体と協働しながら活動を行ってきた経緯がある。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、ジュバ市及びパイロット州において、若年層を対象としたスポーツを通じた平和促進活動（全国スポーツ大会の実施及び学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルの活動）の実施及びスポーツ支援団体・国際機関・NGO等との連携体制の構築を行うことにより、中央・州政府・関係組織によるスポーツを通じた平和促進活動の実施能力強化を図り、もって南スーダンの国民の相互信頼や結束を高め、融和促進に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

中央エクアトリア州ジュバ市及びパイロット州<sup>2</sup>（なお全国スポーツ大会は南スーダンの全ての地域からの参加者を対象とする。）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： スポーツ省職員及びパイロット対象州の州政府スポーツ省職員、教育省職員及びパイロット対象州の州政府教育省職員、選抜された学校やスポーツクラブ・アカデミーの運営管理者（運営委員会やPTAなど）・教員、審判・スポーツ指導者、若者

最終受益者： 活動に参加する若者、コミュニティ、観客等の一般市民（ジュバ市及びパイロット州）

(4) 総事業費（日本側）

6.3億円

(5) 事業実施期間

2019年11月～2024年10月(5年間)

(6) 事業実施体制

実施機関：青年・スポーツ省及び一般教育・指導省

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣：

（詳細計画策定フェーズ時）

【長期専門家（2名）】チーフアドバイザー、青少年エンパワメント／業務調整（コロナ禍による任期短縮）

【短期コンサルタント】NUD5開催支援

（本格フェーズ時）

【業務実施コンサルタント】（合計約7.1M/M）

---

<sup>2</sup> パイロット州は、NUDやコミュニティレベルの活動を詳細化する過程で実施機関と協議し選定する。なお、コミュニティレベルの活動規模は、ジュバ市での実施を優先に検討し、学校4校（初等学校2校、中等学校2校）、スポーツクラブ・アカデミー4団体程度を想定する。

総括／平和構築

スポーツ行政／研修

若年層エンパワメント促進／広報／業務調整

指導者育成／体育

スポーツ振興／資金動員

心理社会的ケア

【専門家（短期）】

学校運営／コミュニティ参加

第三国専門家 審判、スポーツ指導者、体育教師技術指導

- ② 研修員受け入れ：現地国内研修、本邦研修・招へい、第三国研修
- ③ 機材供与：スポーツ関連用具等
- ④ 戦略的広報経費、効果測定調査経費等

## 2) 南スーダン共和国側

- ① カウンターパート及びスポーツ省及び教育省メンバーを含めた YES for Peace タスクフォースチームの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

## (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

#### ① 日本政府の取り組み

2013年、安倍総理大臣は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致にあたり、スポーツ分野における我が国政府の国際貢献策として「Sport for Tomorrow（以下、「SFT」という）」を掲げた。SFTは2014年から2020年までの7年間で、開発途上国を初めとする世界100か国以上の1000万人以上を対象に、スポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取り組みである。

#### ② 外務省の取り組み

外務省は、2014年8月に発足したSFTコンソーシアムの運営の中核となるとともに、外務大臣の下に「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」を設置した。2015年7月の同懇談会最終報告書では、スポーツによる外交の推進、スポーツのための外交の推進、スポーツ外交推進のための基盤整備、という3つの柱が提言され、実施にあたっては外務省、JICAの他、国際交流基金、NPO/NGO、国際機関、各競技団体、各経済団体・民間

企業等と協力していくとされている。

### ③ JICA の取り組み

SFT など日本政府のスポーツを通じた外交施策に基づき、JICA は 2014 年 6 月に「開発とスポーツ推進連絡会」を設置するなど、「スポーツと開発」を推進している。

2015 年 8 月より南スーダンにおいて、「スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査」を実施し、2016 年 1 月には南スーダン国家独立後初めてとなる全国スポーツ大会の開催を支援し、国民の結束に向けたメッセージを示した。

## 2) 他援助機関等の援助活動

UNDP は Lakes 州などの州単位で南スーダンレスリング大会を実施、UNICEF、IOM、UNMISS や USAID は文民保護区 (POC) においてキックボクシングやサッカー大会などを主にイベント形式で実施。その他、UNESCO、UNFPA、UNMISS などの機関が協働し、若年層を対象にした平和と開発に向けたカンファレンスを実施している。本事業においては NUD の実施に対しそれら機関からの物資やサービスの支援を受け、共同で実施する予定。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可 : 対象外

④ 汚染対策 : 対象外

⑤ 自然環境面 : 対象外

⑥ 社会環境面 : 関係機関の能力向上や公正なスポーツ競技環境の推進は正の影響を与える。

⑦ その他・モニタリング : 統計、アンケート調査 カテゴリ分類

### 2) 横断的事項

本事業の実施により紛争要因を拡大させないための留意事項として、対象者の選定を包摂性と透明性に配慮して行い、国内避難民を含め対象者以外

の人々の不公平感を助長しないように工夫する。例えば、NUD 本大会の参加者選考において、各州で予選や事前選考会を開いて公正・公平な選手選考を行い、各地域においてより多くの若年層が NUD に参加する機会を得られるよう促す。その際、国内避難民からも、可能な限り予選・事前選考会への参加を促す。また、NUD のスポーツ種目に女性が参加できる競技を増やし、女性の参加者を増やす工夫をする。障害者スポーツに関しては、一般的に障害者がスポーツをすることへの理解者が少ない中、NUD のサイドイベント等でエキシビジョン・マッチなどを開催し、市民の障害者スポーツへの理解度の向上を促す。

### 3) ジェンダー分類：

#### <活動内容／分類理由>

本案件は GI (S) ジェンダー活動統合案件と分類される。本案件と関連する SDG ゴールとしてゴール 5 への貢献を目指し、コミュニティレベルの活動においては女性や女児のスポーツ参加促進、また審判やスポーツ指導者に対するジェンダー主流化を含む知識の習得を促進する。また、女性や若年層など社会的弱者が参加できるスポーツを実施することで、社会的包括性やジェンダー平等に可能な限り配慮する。

#### (10) その他特記事項

プロジェクト専門家は以下含め、JICA 安全対策措置を遵守する。

- ・夜間外出禁止時間 (18:00-6:00) の遵守
- ・ジュバ市内の移動可能地域内のみで活動
- ・指定住居での宿泊
- ・移動時は防弾車を使用
- ・マスクの着用、手洗い・手指消毒、社会的距離の確保を含め、感染予防策の徹底

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標：

スポーツを通じて南スーダンの若年層を中心とする国民の相互信頼や結束が高まり、融和が促進される

### 指標及び目標値：

- 1) NUD の全国からの参加者とジュバ市及びパイロット州の学校生徒、スポーツクラブ・アカデミー所属の若年層の、スポーツによる相互信頼・結束に係る認知の度合い

- 2) NUD の全国からの参加者とジュバ市及びパイロット州の学校生徒、スポーツクラブ・アカデミー所属の若年層の、スポーツによる相互信頼・結束に係る理解の度合い

## (2) プロジェクト目標 :

若年層を対象にした、スポーツを通じた平和促進活動を推進するためのスポーツ省、一般教育・指導省及びパイロット州政府の事業実施能力が強化される。

## 指標及び目標値 :

- 1) YES for Peace タスクフォースチームにより、若年層を対象としたスポーツを通じた平和促進活動の活動結果・成果が定期的に報告・対外発信される（少なくとも年に1回）
- 2) NUD を毎年開催するための準備・調整会議が、関係者と少なくとも年2回開催される（州会合、州コンサルテーション会議、モニタリング訪問等を含む）
- 3) スポーツ省及び教育省、州政府による、ジュバ及びパイロット州での学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルの活動数：XX 件。
- 4) NUD や学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルの活動に対するスポーツ支援団体や国連機関・NGO、各国大使館、民間企業等の協力実績の有無及び継続的な協力意志の有無

## (3) 成果

**成果 1 :** スポーツ省の NUD 関連活動に関する、事業計画、実施、監督及び評価、財政管理能力、調整能力が強化される。

**成果 2 :** ジュバ及びパイロット州の学校やスポーツクラブ・アカデミーにおいて、スポーツを通じた若年層育成による平和促進活動のための実施体制が構築される。

**成果 3 :** スポーツ省及び教育省と活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）及び協力機関（スポーツ支援団体、国際機関・NGO、各国大使館、民間企業等）とのスポーツを通じた平和促進活動に関する連携プラットフォームが構築される。

## (4) 主な活動 :

1-1 : 全国スポーツ大会や地方大会を実施する他国事例の視察や、NUD 実施に係る関係者のニーズ調査を行い、NUD を継続開催していくために能力強

- 化が必要な課題を分析する。
- 1-2 : NUD 実施に係る関係者（中央・州政府職員、タスクフォースメンバー、スポーツ指導者、審判など）に対する研修を計画・実施する。
  - 1-3 : NUD を毎年開催するための準備・調整会議を、関係者と少なくとも年 2 回開催し（州会合、州コンサルテーション会議、モニタリング訪問等を含む）、既存の NUD マニュアルに従い競技内容・ルール、選手選考方法等を決定する。
  - 1-4 : 各州における選手選考プロセスをモニターし、州における選考方法を年に 1 度改善する（選考において包摂性や女性の参加を阻害する要因を分析し、より良い選考方法を検討する）
  - 1-5 : NUD を毎年開催する。
  - 1-6 : スポーツ省より NUD 開催予算を増加すべく、スポーツ省内の NUD 開催の重要性についての理解度向上に努め、スポーツ省大臣や次官に予算確保について働きかける
  - 1-7 : NUD の準備・実施プロセス及び NUD 結果を評価し、既存の NUD マニュアルを改訂する。
- 
- 2-1 : 学校体育及びスポーツ教育の現状、スポーツクラブ・アカデミーの活動状況及び教員・スポーツ指導者の配置・育成機会等の調査を実施する。
  - 2-2 : 学校体育やスポーツ指導者の育成システム等に関する他国事例の視察や、活動実施のリソースとなりうる平和大使（NUD 参加者）の関心・ニーズ調査を行い、学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動の具体的な事業案や活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）の能力強化が必要な課題を分析する。
  - 2-3 : コミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動に係るパイロット事業案を、パイロットとして選抜された学校やスポーツクラブ・アカデミーと共に検討・計画する。その際、NUD に参加した平和大使の活用を検討する。
  - 2-4 : 各パイロット事業を実施するために必要な、中央・州政府職員、学校やスポーツクラブ・アカデミーの運営管理者（運営委員会や PTA など）・教員、審判・スポーツ指導者に対する研修を計画・実施する。
  - 2-5 : 学校やスポーツクラブ・アカデミーとパイロット事業を実施する。
  - 2-6 : 研修・パイロット事業の結果をモニタリング・評価し、YES for Peace 体育・スポーツ教育指導ガイドラインを作成する。その際、学校・スポーツクラブ・アカデミーが期待するスポーツ活動による若年層育成の要

素（ライフスキル<sup>3</sup>の発展や心理社会ケアなど）を反映する。

- 2-7： スポーツを通じた平和促進活動を広めるうえで必要な活動（新たな裨益層へのアプローチやコミュニティレベルでの活動案）を検討する。
- 3-1： 活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）及び協力機関（スポーツ支援団体、国際機関・NGO、各国大使館、民間企業等）とのスポーツを通じた平和促進・調整会議を定期的を開催する。
- 3-2： 協力機関に対し、若年層を対象としたスポーツを通じた平和促進活動への資金的・技術的な継続支援を呼びかける。
- 3-3： 活動実施団体（学校、スポーツクラブ・アカデミー）が外部から技術的・資金的支援を得るために必要な活動や能力強化に係るニーズを調査する。
- 3-4： NUD 開催やコミュニティレベルの活動への継続的な外部支援を受けるための戦略を取りまとめる。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・カウンターパート職員の配置、予算の確保
- ・対象地域における沈静化した治安状態の継続

### (2) 外部条件

- ・南スーダンの財政事情、経済情勢が現在以上に悪化しない。
- ・南スーダン政府-反政府組織間の和平合意履行が停滞しない。
- ・プロジェクトのカウンターパート職員が離職又は大幅な異動を行わない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果と本事業への適応

- A. 本事業で実施する学校やスポーツクラブ・アカデミーによるコミュニティレベルのスポーツを通じた平和促進活動は、JICAとしても新たな試みであり、類似案件も少ない。しかしながら、コミュニティ参加による住民裨益の社会活動の計

<sup>3</sup> WHO（世界保健機関）は、どの時代、どの文化社会においても、人間として生きていくために必要な力をライフスキルと定義し、「ライフスキルとは日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力である」とした（World Health Organization ; Life Skills Education in Schools 1994）。2020年2月に行ったC/Pとの議論では、南スーダンの若年層が育てるべきライフスキルとしての項目を話し合い、問題解決（Problem solving）、対人関係スキル（Interpersonal relationship skills）等を含め、WHOが掲げる10のライフスキルと同様のスキルが挙げられた。なお、ケニアの難民キャンプ支援活動や南アフリカの学校体育において、ライフスキル教育は教科科目として位置づけられており、UNHCRやUNESCO等が作成した教科書が存在する。南スーダンの新規体育指導要領にもライフスキル教育が含まれているが、教員・コーチの指導能力は不十分な状況にある。

画・実施の観点で類似している「ニジェール住民参加型学校運営改善計画(みんなの学校プロジェクト)フェーズ 2」(評価年度 2017 年)では、「コミュニティ参加型の活動を中心とする技術協力プロジェクトでは、地域住民と関係機関との信頼関係の構築のあり方が重要であり、事業デザインや実施中の取組みにおいて留意すべきである」との教訓がある。本事業の平和促進を目的とするスポーツ活動は、学校体育やスポーツクラブ・アカデミーの主目的(基礎的身体能力の向上やスポーツ競技力の向上)とは外れるため、学校やスポーツクラブ・アカデミーにとって優先順位が低くみられる可能性がありうる。他方、学校体育やスポーツクラブ・アカデミーのスポーツ活動が、コミュニティが若年層育成に求めるニーズ(ライフスキル向上や平和教育の促進)にも対応可能であることを示すことができれば、コミュニティレベルでのスポーツ活動が持続的なものとなりうると考えられる。そのため、本事業の活動・運営においてプロジェクトタスクフォースは、コミュニティが若年層育成に求めるニーズに配慮した活動計画を行い、学校やスポーツ実施団体の理解・協力を得ながら実施・モニタリングを行っていく。

- B. A の教訓と関連し、JICA 海外協力隊の体育教師隊員等の報告(アフリカ 2019 冬号、p.46)にもあるように、スポーツの役割はプロスポーツ選手の発掘や競技力向上だけではなく、「規律を守る力」、「互いを尊重する力」、「仲間と協力し合う力」、「問題を解決する力」などの、「情操教育」及び若年層育成に寄与しうる点についても、本事業においてコミュニティや学校・スポーツ実施団体の理解を促進し、住民の参加を促していく。
- C. 本事業の先行案件である「南スーダン国スポーツを通じた平和促進(個別専門家)」(2017 年～2019 年)において、第 3 回・4 回 NUD の開催支援を実施し、スポーツ省の NUD 開催及びスポーツを通じた平和構築事業実施能力強化支援を行った。第 3 回・4 回 NUD の際に実施した効果測定結果から、参加選手が切磋琢磨する「試合・競技」そのものと、参加した若者が共に寝食を共にした「宿舎」の 2 つが、若年層の信頼構築を促進したことが判明した。この調査結果をもとに、本事業においてもスポーツ事業実施時に、若者が切磋琢磨する「試合・競技」を取り入れるとともに、若者が共に過ごし交流する機会を増やすなどの工夫をする。コロナ禍におけるこれらの活動の際には、「試合・競技」を実施する際には感染予防策を徹底するとともに、参加若年層の事前事後の体調及び感染予防管理についても指導し、感染のリスクを極力少なくする。また、若者が共に過ごし交流する機会を増やすことについては、感染予防の観点からは寝食を共にすることは好ましくないため、別途、感染予防対策をしつつ若者が協働できる「平和教育ワークショップ」などの実施を検討する。
- D. ボスニア・ヘルツェゴビナ国「スポーツを通じた信頼醸成プロジェクト」(2016

年～2020年)では、対象地域初等教育学校での保健・体育カリキュラムの統一化(民族別となっているカリキュラムの7割を統合)やスポーツイベントの実施を通じ、日常的な交流の少ない民族間の信頼醸成を図ることを目的としていた。本事業及び南スーダン国とは社会背景も活動内容も異なるものの、ボスニア案件において実施された民族背景に関わらないインクルーシブな参加によるカリキュラムやガイドラインの作成や、スポーツイベントの実施方法を参考にし、本事業においても出身民族やジェンダーバランスが偏らない活動実施を心がける。

- E. D の案件が教訓として挙げた、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国「スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト(2008年～2011年)」の教訓では、子どもが自分と異なる民族の人間に石を投げる姿が見られた中、幼児期から民族の垣根を越えた交流の場を提供する必要性を認め、幼稚園を開設した。その結果、子ども同士の交流に加え、幼稚園に子どもを連れてくる親同士の民族を超えた交流が始まり、民族間の融和に貢献した。この教訓を踏まえ、本事業でもスポーツ事業実施時に、若年層を対象としつつも、JICA がニジェール、セネガル、ブルキナファソなどで実施している「みんなの学校」のモデル等を参考に、保護者や地域住民等の大人が事業に参加する機会を設けるなどの工夫をする。具体的には、学校を核としたコミュニティ活動を実施する際に、学校運営委員会やPTAにおいて保護者や地域住民からの理解及び協力を得ると共に、例えば運動会のようなイベントに保護者や地域住民が参加する機会を設けることなどが考えられる。

## 7. 評価結果

本事業は、南スーダン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、SDGs 目標 16「平和と公正をすべての人に」、目標 4「質の高い教育をみんなに」及び目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」に貢献すると考えられ、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

- (2) 今後の評価スケジュール

本格フェーズ開始6カ月以内	ベースライン調査
事業完了3年後	事後評価

以上